

○中学・高等学校 認可・届出事項一覧表

区分	様式番号	内容	審議会事項	認可事項	届出事項	提出期限	根拠法令
学校事項	1	学校設置認可	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	学校教育法第4条第1項 学校教育法施行令第23条第1項 私立学校法第8条第1項
	2	学校廃止認可	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	
	3	課程設置認可	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	
	4	課程廃止認可	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	
	5	学科設置認可	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	
	6	学科廃止認可	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	
	7	設置者変更認可	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	
	8	収容定員に係る学則変更認可 (広域通信制課程は除く)	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	
	9	広域通信制課程学則変更認可 (軽微な変更として文部科学省令で定めるものは除く)	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	
	10	授業停止届			○	停止しようとする日の前までに	佐賀県私立学校等に関する規則第3条
	11	学校長採用届			○	採用後、速やかに	学校教育法第10条
	12	目的変更届			○	変更しようとする日の前までに	学校教育法施行令第27条の2第1項
	13	名称変更届			○	変更しようとする日の前までに	
	14	位置変更届			○	変更しようとする日の前までに	
	15	学則変更届 (広域通信制課程の学則変更のうち軽微な変更として文部科学省令で定めるもの及び収容定員に係るものを含む)			○	変更しようとする日の前までに	
	16	専攻科(別科)設置届			○	変更しようとする日の前までに	
	17	専攻科(別科)廃止届			○	変更しようとする日の前までに	
	18	分校設置届			○	変更しようとする日の前までに	
	19	分校廃止届			○	変更しようとする日の前までに	
	20	経費の見積り及び維持方法の変更届			○	変更しようとする日の前までに	
	21	校地等変更届			○	変更しようとする日の前までに	
	22	校舎等変更届			○	変更しようとする日の前までに	
学校法人事項	26	学校法人等寄附行為認可	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	私立学校法第30条第1項 同法第31条第2項
	27	学校法人等寄附行為変更認可		○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	私立学校法第45条第1項
	28	学校法人等解散認可		○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	私立学校法第50条第1項第1号及び第3号 同法第50条第2項
	30	学校法人等合併認可		○		変更しようとする日の前までに	私立学校法第52条第2項
	27の2	学校法人等寄附行為変更届			○	当該事項後、速やかに	私立学校法第45条第2項 私立学校法施行規則第4条の3
	29	学校法人等解散届			○	当該事項後、速やかに	私立学校法第50条第1項第2号及び第5号 同法第50条第4項
	31	登記完了届			○	当該事項後、速やかに	私立学校法施行令第2条第1項
	32	役員変更届			○	当該事項後、速やかに	私立学校法施行令第2条第2項

(備考)

※設置廃止を伴わない名称、事務所の所在地、公告の方法の変更は、寄附行為の変更届出で行う。

○専修学校 認可・届出事項一覧表

区分	様式番号	内容	審議会事項	認可事項	届出事項	提出期限	根拠法令
学校事項	1	学校設置認可	○	○		設置しようとする日の3か月前までに	学校教育法第130条 私立学校法第8条第1項 私立学校法第64条第1項
	2	学校廃止認可	○	○		廃止しようとする日の3か月前までに	
	3	課程設置認可	○	○		設置しようとする日の3か月前までに	
	4	課程廃止認可	○	○		廃止しようとする日の3か月前までに	
	7	設置者変更認可	○	○		変更しようとする日の3か月前までに	
	23	目的変更認可	○	○		変更しようとする日の3か月前までに	
	10	授業停止届			○	停止しようとする日の前までに	佐賀県私立学校等に関する規則第3条
	11	学校長採用届			○	採用後、速やかに	学校教育法第10条 同法第133条
	13	名称変更届			○	変更しようとする日の前までに	学校教育法第131条
	14	位置変更届			○	変更しようとする日の前までに	
	15	学則変更届			○	変更しようとする日の前までに	
	18	分校設置届			○	設置しようとする日の前までに	学校教育法第131条 学校教育法施行令第24条の3
	19	分校廃止届			○	廃止しようとする日の前までに	
21	校地等変更届			○	変更しようとする日の前までに		
22	校舎等変更届			○	変更しようとする日の前までに		
学校法人事項	26	学校法人等寄附行為認可	○	○		認可を受けようとする日の3か月前までに	私立学校法第30条第1項 同法第31条第2項
	27	学校法人等寄附行為変更認可		○		変更しようとする日の3か月前までに	私立学校法第45条第1項
	28	学校法人等解散認可		○		解散しようとする日の3か月前までに	私立学校法第50条第1項第1号及び第3号 同法第50条第2項
	30	学校法人等合併認可		○		合併しようとする日の前までに	私立学校法第52条第2項
	27の2	学校法人等寄附行為変更届			○	変更後、速やかに	私立学校法第45条第2項 私立学校法施行規則第4条の3
	29	学校法人等解散届			○	解散後、速やかに	私立学校法第50条第1項第2号及び第5号 同法第50条第4項
	31	登記完了届			○	登記完了後、速やかに	私立学校法施行令第2条第1項
32	役員変更届			○	変更後、速やかに	私立学校法施行令第2条第2項	

(備考)

※学科の新設、廃止、収容定員の変更は、学則の変更届出で行う。

※新設学科が従来設置されている学科と全く分野の異なるものであるときは、目的変更の認可が必要となる。

※設置廃止を伴わない名称、事務所の所在地、公告の方法の変更は、寄附行為の変更届出で行う。

○各種学校 認可・届出事項一覧表

区分	様式番号	内容	審議会事項	認可事項	届出事項	提出期限	根拠法令
学校事項	1	学校設置認可	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	学校教育法第134条第2項 学校教育法施行令第23条第1項 私立学校法第8条第1項 私立学校法第64条第1項
	2	学校廃止認可	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	
	3	課程設置認可	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	
	4	課程廃止認可	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	
	5	学科設置認可	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	
	6	学科廃止認可	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	
	7	設置者変更認可	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	
	8	収容定員に係る学則変更認可	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	
	10	授業停止届			○	停止しようとする日の前までに	佐賀県私立学校等に関する規則第3条
	11	学校長採用届			○	採用後、速やかに	学校教育法第10条 同法第134条第2項
	12	目的変更届			○	変更しようとする日の前までに	学校教育法施行令第27条の3
	13	名称変更届			○	変更しようとする日の前までに	
	14	位置変更届			○	変更しようとする日の前までに	
	15	学則変更届			○	変更しようとする日の前までに	
18	分校設置届			○	変更しようとする日の前までに		
19	分校廃止届			○	変更しようとする日の前までに		
21	校地等変更届			○	変更しようとする日の前までに		
22	校舎等変更届			○	変更しようとする日の前までに		
学校法人事項	26	学校法人等寄附行為認可	○	○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	私立学校法第30条第1項 同法第31条第2項
	27	学校法人等寄附行為変更認可		○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	私立学校法第45条第1項
	28	学校法人等解散認可		○		当該事項を行おうとする日の3か月前までに	私立学校法第50条第1項第1号及び第3号 同法第50条第2項
	30	学校法人等合併認可		○		変更しようとする日の前までに	私立学校法第52条第2項
	27の2	学校法人等寄附行為変更届			○	当該事項後、速やかに	私立学校法第45条第2項 私立学校法施行規則第4条の3
	29	学校法人等解散届			○	当該事項後、速やかに	私立学校法第50条第1項第2号及び第5号 同法第50条第4項
	31	登記完了届			○	当該事項後、速やかに	私立学校法施行令第2条第1項
32	役員変更届			○	当該事項後、速やかに	私立学校法施行令第2条第2項	

(備考)

※設置廃止を伴わない名称、事務所の所在地、公告の方法の変更は、寄附行為の変更届出で行う。